

盲・聾・養護学校における 就労支援について

平成18年4月26日

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

特別支援教育の対象

特別支援教育

← 新たな対象者 →

← 従来の特殊教育 →

小学校 中学校

通常の学級

LD・ADHD・
高機能自閉症

6.3%程度の在籍率
(約68万人)

通級指導

視覚障害
聴覚障害
肢体不自由
病弱
言語障害
情緒障害

0.33%
(約3万6千人)

特殊学級

視覚障害
聴覚障害
知的障害
肢体不自由
病弱
言語障害
情緒障害

0.83%
(約9万1千人)

盲学校

聾学校

養護学校

視覚障害
聴覚障害
知的障害
肢体不自由
病弱

0.48%
(約5万2千人)

盲・聾・養護学校から特別支援学校へ

<現状>

障害の程度が**比較的重い児童生徒**に対して、障害の種類ごとに、別々の学校制度と教員免許制度を設定

学校制度

盲学校

聾学校

養護学校

(0.01%)

(0.03%)

(0.42%)

免許制度

盲学校教諭免許状

聾学校教諭免許状

養護学校教諭免許状

<課題>

対象児童生徒
の増加

障害の
重度・重複化

基本的な
考え方の転換

盲・聾・養護学校から特別支援学校へ

学校教育法等の一部改正案

学校制度

盲学校

聾学校

養護学校

免許制度

盲学校教諭免許状

聾学校教諭免許状

養護学校教諭免許状

障害種別を超えた特別支援学校を創設し、
併せて免許制度の総合化を図る

学校制度

特別支援学校

免許制度

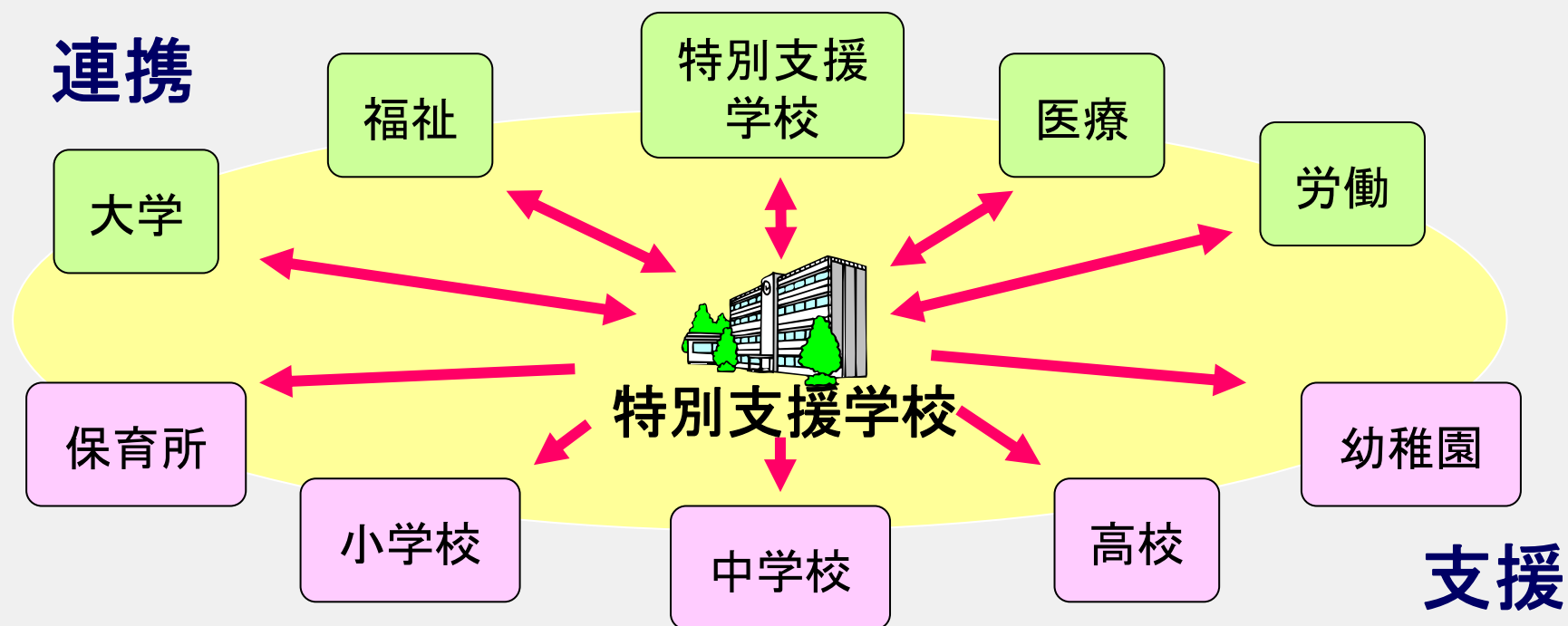
特別支援学校教諭免許状

盲・聾・養護学校から特別支援学校へ

学校教育法等の一部改正案

特別支援学校は、

地域の特別支援教育のセンター的役割を担う



盲・聾・養護学校から特別支援学校へ

障害種別を超えた学校制度

<対象となる障害種別>

○ 現在の5種類の障害

盲・聾・知的障害・肢体不自由・病弱

及び これらの重複障害

○ 複数の障害に対応した学校、

特定の障害に対応した学校

のいずれも設置が可能

盲・聾・養護学校から特別支援学校へ

障害種別を超えた学校制度

<配置>

それぞれの**地域の実情**

(地理的な状況、各障害種別の教育的ニーズの状況等)

に応じたきめ細かい検討に基づいて判断

<名称>

特定の障害に対応する特別支援学校は、引き続き、

「盲学校」、「聾学校」又は「養護学校」

と称することもできる

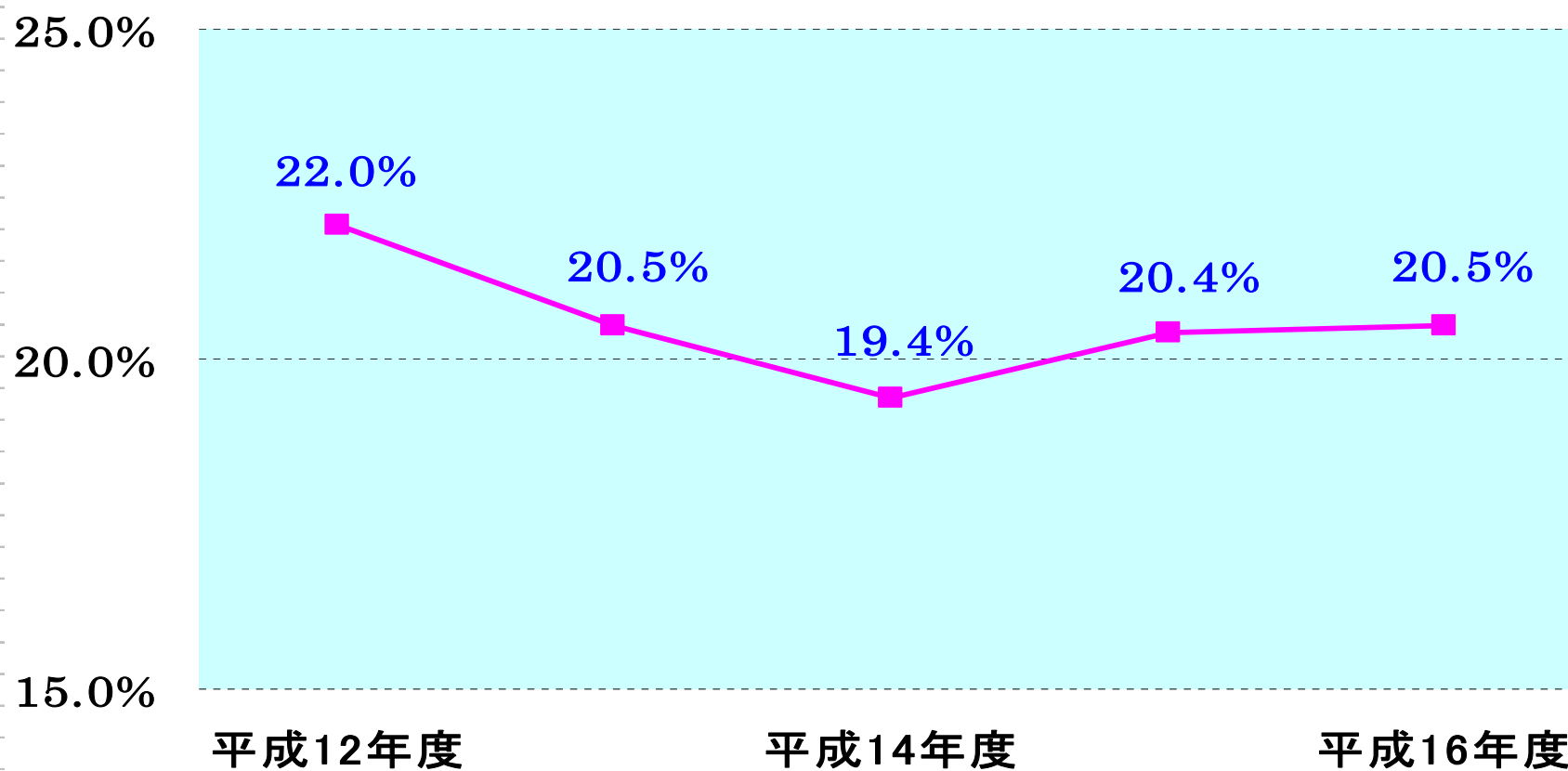
就労を目指した職業教育の充実 (中教審答申より)

第6章 関連する諸課題について

- 後期中等教育における特別支援教育の推進に係る諸課題について、早急な検討が必要
- 高等学校に在籍しているLD・ADHD・高機能自閉症等の生徒に対する指導及び支援の在り方
- 養護学校(特別支援学校)高等部の充実方策
- 中学校や関係機関と連携しつつ、就労を目指した職業教育の充実

盲・聾・養護学校の就職状況

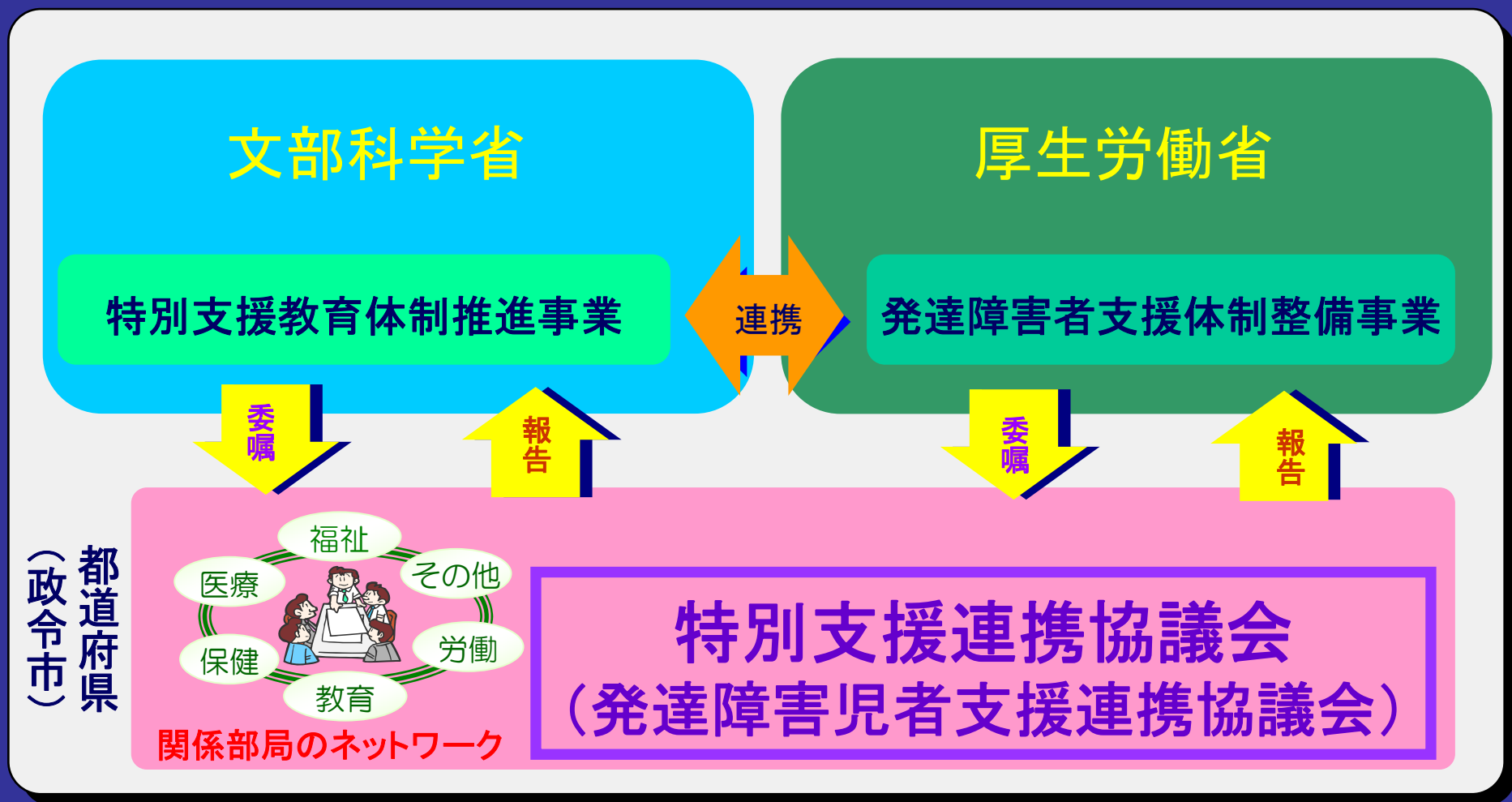
盲・聾・養護学校高等部(本科)の就職率の推移



※ 各年度末3月現在の卒業生に対する就職者の割合

特別支援教育体制の推進

(厚生労働省との連携による支援)



関係機関等との連携 (個別の教育支援計画の策定)

新「障害者プラン」(重点施策5カ年計画)

- **新「障害者基本計画」**:平成14年12月に閣議決定
計画の性格:障害者基本法で策定を義務づけられた法定計画
計画期間:平成15年からの10カ年

障害のある子ども一人一人のニーズに応じた支援体制を構築

教育、福祉、医療、労働等の幅広い観点から
適切な支援を行う支援計画の策定など

前期5年間の重点実施計画

- **新「障害者プラン」**

盲・聾・養護学校において個別の支援計画を
平成17年度までに策定する

個別の支援計画

—障害のある子どもを生涯にわたって支援—

- ・一人一人の教育的ニーズを把握
- ・関係者・機関の連携による適切な支援を効果的に実施

福祉、医療、労働等
関係機関

企業

大学

卒業後

保護者

特別支援学校

NPO

高校

中学校



大学

特別支援学校

小学校

就学中

保護者

福祉、医療等
関係機関

福祉、医療、労働等
関係機関

個別の教育支援計画の
作成、実施、評価
〔Plan-Do-See〕の
プロセスが重要

幼稚園

就学前

保育所



保護者

NPO

特別支援学校

個別の教育支援計画

盲・聾・養護学校における 「個別の教育支援計画」に関する調査研究 (平成16年度 全国特殊学校長会に委嘱)

調査研究の成果の普及

文部科学省

盲・聾・養護学校における
「個別の教育支援計画」に関する調査研究

委嘱

報告

全国特殊学校長会

厚生労働省

最終報告を配布

教育機関と積極的に
連携を図るよう通知

最終報告を配布

各都道府県・政令指定都市
教育委員会

各盲・聾・養護学校

各都道府県の
労働主管部局等

職業教育の充実のための学習指導要領の改訂

平成11年告示

(高等部:平成15年度より学年進行により実施)

社会の変化に対応した職業教育の充実

- 第3次産業に対応した専門教科
「流通・サービス」の新設
- コンピュータや情報通信ネットワークの活用
- 企業等における就業体験の機会の促進

職業教育の充実のための学習指導要領の改訂

平成11年告示

(高等部:平成15年度より学年進行により実施)

専門教科「流通・サービス」の新設(知的障害養護学校)

背景 我が国の産業構造の変化等により
第3次産業を選ぶ生徒が増加

設置の観点 生徒の進路希望に即した
職業教育を一層進める

教科「流通・サービス」を新設

流通業やサービス産業に関する
基礎的・基本的な内容で構成

職業教育の充実のための学習指導要領の改訂

平成11年告示

(高等部:平成15年度より学年進行により実施)

コンピュータや情報通信ネットワークの活用

- 情報化に対応した資質・能力を身につける
教科「情報」の新設
- 各教科等を通じたコンピュータや
情報通信ネットワークの積極的活用

職業教育の充実のための学習指導要領の改訂

平成11年告示

(高等部:平成15年度より学年進行により実施)

産業界との連携を図った就業体験の充実

○ 教育課程の編成の一般方針

就業にかかわる体験的な学習の指導を適切に行う

ことを示す

○ 普通科も含めた全ての学科

就業体験の機会の確保について配慮すべきことを

明記

現場実習の促進のための助成 (就学奨励費)

現場実習に係る交通費及び宿泊費の助成

<対象>

中学部、高等部本科・別科・専攻科

中学校の特殊学級(交通費のみ)

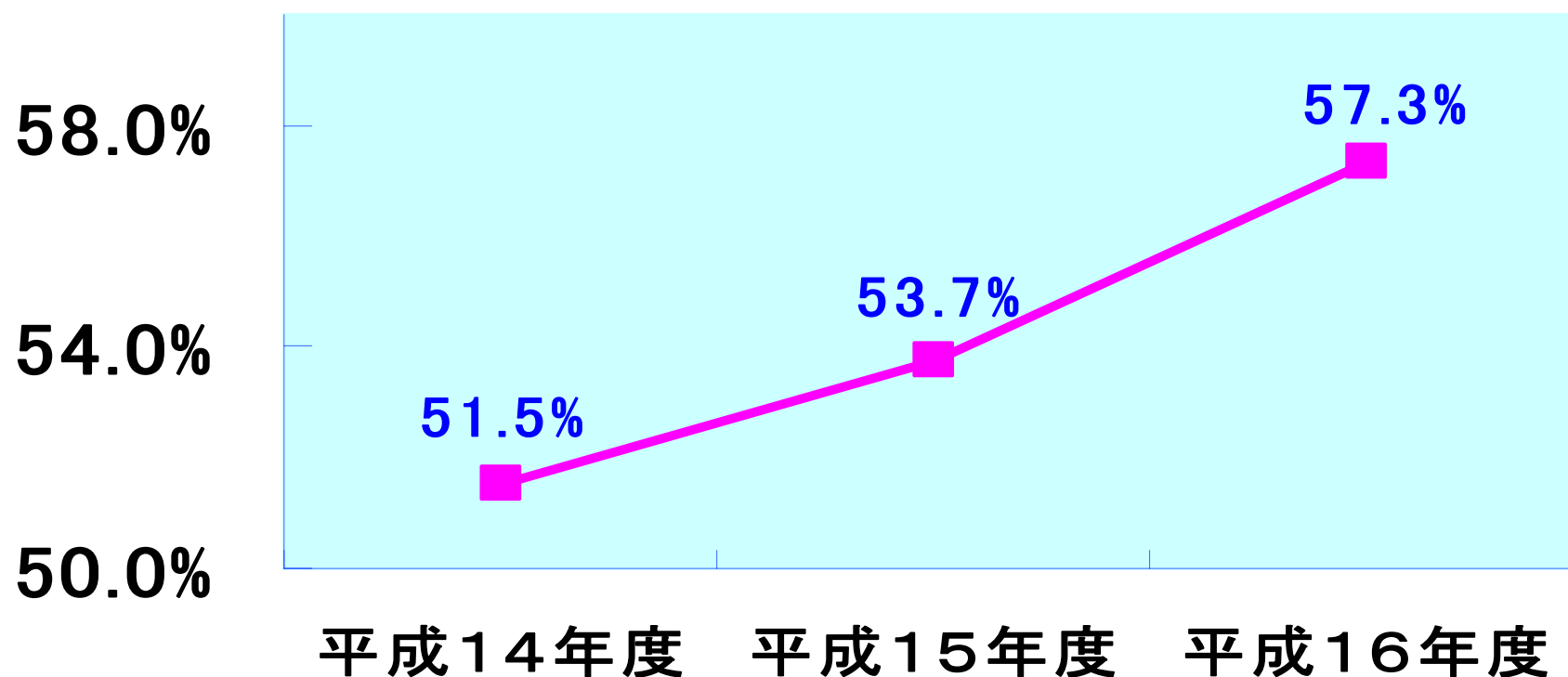
<平成16年度実績>

交通費: 14,433名に対して約5千万円の助成

宿泊費: 914名に対して約5百万円の助成

知的障害養護学校高等部 第1学年より就業体験を開始している割合

全国特殊学校長会調査(平成17年3月実施)



※本グラフは高等部第1学年より就業体験を開始している学校数の割合の推移を示している
※本調査の対象は高等部を設置する知的障害養護学校(公立学校のみ)

職場実習の促進のための助成 (厚生労働省 障害者雇用対策課)

グループ就労訓練に係る助成金の創設(職場実習型)

※職場実習をした生徒が
1名以上雇用率対象の
労働者になった場合に
援助

対象: 盲・聾・養護学校
高等部3年生



職場実習

2週間以上2ヶ月以内
の職場実習

高齢・障害者雇用支援機構

指導員による援助費
にかかる費用の助成

実習受け入れ後、
雇用契約の締結

企業

指導員



1ユニット
1人以上5人以下

指導員の指導の下、就労

教育課程の改善・充実

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会に
専門部会を設置

特別支援教育専門部会の主な検討事項例

- 社会の変化や障害の重度・重複化、多様化等への対応
- 効果的かつ弾力的な教育課程編成
- 特別支援学校のセンター的機能の在り方
- 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の在り方
- 自立と社会参加を促進する観点からの職業教育等の充実
- 小・中学校等における障害のある児童生徒等への指導の充実
- 交流及び共同学習の推進